

# 北日本図書館連盟事業功労者表彰要領施行内規

第1 この内規は、北日本図書館連盟事業功労者表彰要領（以下「要領」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 要領第2条の適用については、次に掲げるところによる。

## 1 第1号の対象とする者

加盟図書館に現に在職する職員以外の者で、次に掲げる者

- (1) 図書館協議会委員又は図書館協議会委員経験者
- (2) 過去に道、県又は市町村の教育委員会において図書館担当職員であった者
- (3) 過去に加盟図書館職員であった者

## 2 第2号の対象とする者

加盟図書館に現に在職する職員以外の者で、次に掲げる者

- (1) 図書館、保育所、小中学校等において、読み聞かせ等のボランティア活動の実績を有する者
- (2) 地域文庫、読書サークル等を結成し、読書普及活動又は読書指導活動の実績を有する者
- (3) 前2号に準ずる者

## 3 第5号の対象とする者

- (1) 加盟図書館に対し相当数の資料を寄贈した者又は相当額の資金、土地・建物等を提供した者
- (2) 長年にわたり加盟図書館における清掃奉仕、館内案内、資料整理、修復、読み聞かせ、音訳等のボランティア活動の実績を有する者

第3 要領第3条第1号に規定する被表彰者数は、要領第2条第1号、第2号並びに第5号に該当する者について、それぞれの項目において各道県1団体若しくは1個人とする。

## 附 則

この内規は、平成18年9月8日から施行する。